

村山市監査委員公告第8号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

平成 30 年 2 月 21 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 佐藤 昌 昭

記

1. 監査の対象 教育委員会 生涯学習課
2. 監査の期間 平成 30 年 2 月 7 日から平成 30 年 2 月 21 日
3. 監査の範囲 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 3 条の規定により通知し、所管課から提出された監査関係書類の調査及び検証をするとともに、平成 30 年 2 月 14 日に関係職員から説明聴取を行った。
5. 監査の結果 次のとおり、一部に改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じること。

〈指摘事項〉

1. 契約締結時の適正な手続処理

契約締結事務において、手続の一部に不備があるものがある。
1 者随意契約で契約の締結がなされているが、「村山市契約に関する規則」に則した方法による契約手続がとられておらず、改善を要する。(市民会館関係)

2. 出勤状況の把握の徹底

勤務条件等を定めた設置要綱があるが、その要綱に則した勤務がなされておらず、改善を要する。(最上川美術館関係)